

令和4年4月1日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市上下水道施設整備に伴う材料支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、事業者が行う水道及び下水道（以下「上下水道」という。）の整備に対し、予算の範囲内で材料に要する費用として支給金を支給することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上下水道未整備区域 市内において水道配水管及び下水道排水管が埋設されていない公道に接する管理者が認める区域
- (2) 事業者 上下水道未整備区域に住宅等を建設し、新規の水道配水管工事又は公共ますを含む下水道排水管工事を行う者
- (3) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)第3条の規程による道路又は伊那市市道認定基準等に関する要綱(平成18年伊那市告示第320号)第2条第1号から第7号までのいずれにも該当する道路の規定による道路であること。
- (4) 管理者 水道事業及び下水道事業の権限を行う市長
- (5) 材料支給 公道に水道配水管又は公共ますを含む下水道排水管を敷設する工事において使用する材料に要する費用を支給すること。

(材料支給の対象工事)

第3条 材料支給の対象となる工事は、上下水道未整備区域において、次の各号のいずれかに該当する目的で公道に水道配水管又は公共ますを含む下水道排水管を敷設する工事とする。

- (1) 住宅、工場、事業所又は店舗の建設
- (2) 分譲地の造成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に認めるもの

2 前項の規定による対象工事は、伊那市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成18年伊那市告示第138号。以下「要綱」という。）第6条の規定による建設工事参加者名簿に登載されている者のうち、次の要件に該当する者が行わなければな

らない。

(1) 水道配水管を敷設する工事については、要綱第9条の規定による水道施設工事（上水道本管）の区分に該当し、伊那市水道事業給水条例（平成18年伊那市条例第204号）第7条に規定する指定給水装置工事事業者であって、市内に本店がある者

(2) 下水道排水管を敷設する工事については、要綱第9条の規定による土木一式工事（下水道管敷設）の区分に該当し、市内に本店（支店・営業所の本店扱いを含む。）がある者

（材料支給の対象者）

第4条 材料支給の対象となる者は、公道において、前条に規定する対象工事を行う事業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していない者

(2) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないもの

（遵守事項）

第5条 材料支給を受ける事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) あらかじめ、予想される水道の使用量及び下水道の排水量について管理者と協議し、承諾を得ること。

(2) 施工に必要となる国、県、その他の機関への申請を行うこと。

(3) 伊那市水道整備課配水管布設（替）工事標準仕様書及び伊那市公共下水道工事共通仕様書に従い施工すること。

(4) 管理者の求めに応じ、施工の状況を報告すること。

(5) 整備した水道配水管は、寄附申込書（様式第1号）を管理者に提出し、市に無償譲渡すること。

(6) 整備した下水道排水管は、伊那市下水道等区域外流入に関する要綱（令和4年伊那市公営企業告示第12号）を遵守すること。

（材料支給の範囲）

第6条 材料支給の対象となる材料は、別表のとおりとする。

（材料支給の申請）

第7条 材料支給を受けようとする事業者は、工事着手の30日前までに伊那市上下水道工事材料支給申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

（材料支給の決定）

第8条 管理者は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊那市上下水道工事材料支給決定通知書（様式第3号）により事業者へ通知するものとする。

（事業の変更等）

第9条 前条の規定により材料支給の決定の通知を受けた事業者（以下「支給決定者」という。）は、前条の通知を受けた後において、材料支給の対象となる工事の内容を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、あ

らかじめ伊那市上下水道工事材料支給変更申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更等を承認したときは、伊那市上下水道工事材料支給変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 支給決定者は、伊那市上下水道工事材料支給実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出し、管理者による完了検査を受けなければならない。

- (1) 材料支給の対象となった材料の写真（設置後、埋め戻し前に撮影し数量が確認できるもの）
- (2) 材料支給の対象となった材料の数量及び経費を証明する書類（領収書等）
- (3) しゅん工図面
- (4) 着工前、施工中及びしゅん工後の写真
- (5) 下水道排水管工事については、テレビカメラによる排水管内の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

- 2 工事等に不備があった場合は、管理者が是正を求め、事業者はその指示に従わなければならない。

（支給の額の確定）

第11条 管理者は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、支給の額を確定し、伊那市上下水道工事支給金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（支給金の請求）

第12条 前条の通知を受けた事業者が支給金を請求しようとするときは、伊那市上下水道工事支給金交付請求書（様式第8号）を管理者に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第13条 管理者は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、材料支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、材料支給を受けたとき。
- (2) 材料支給の対象となった材料を目的外に使用したとき。
- (3) 材料支給の対象となった材料を廃棄したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が取り消すことが相当と認めるとき。

- 2 管理者は、前項の規定により材料支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支給金が既に支給されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（適用除外）

第14条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域において事業を実施するものについては、

適用しない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日公企告示第14号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

工事の区分	対象となる材料の種類
水道	(1) 水道配水用ポリエチレン管φ75mmからφ150mmまでの配水管 (2) 本管接続継手 (3) その他管理者が認めるもの
下水道	(1) 硬質塩化ビニル管φ150mm以上の排水管 (2) 排水管接続継手 (3) マンホール一式(二次製品のみ) (4) 取付管を含む公共ます一式(1画地につき1基設置するものとする。ただし、分譲地(複数の区画に分割して売却される一団の土地)は、1分譲地につき1基とする。) (5) その他管理者が認めるもの

注 材料のみ支給対象とし、安全管理費、土工事費、諸経費、労務費及び舗装費等は、対象としない。